

京都大学教育制度委員会F D専門委員会内規

平成31年4月18日

教育制度委員会決定

第1条 京都大学教育制度委員会規程（平成16年6月15日総長裁定）第4条の2第1項の規定に基づき、教育制度委員会にF D専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 全学F Dの企画及び実施に関すること。
- (2) 各部局が実施するF Dの総括に関すること。
- (3) その他F Dに関すること。

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育制度委員会の委員 若干名
- (2) その他教育担当の理事（以下「担当理事」という。）が必要と認める者 若干名

2 前項各号の委員は、担当理事が委嘱する。

3 第1項第1号の委員の任期は、当該委員の教育制度委員会委員の任期と同一とし、再任を妨げない。

4 第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 専門委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号の委員のうちから担当理事が指名し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。

第5条 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育制度委員会の議を経て、専門委員会が定める。

第6条 専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7条 専門委員会に関する事務は、学務部学務課において処理する。

第8条 この内規に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、教育制度委員会の議を経て、専門委員会が定める。

附 則

1 この内規は、平成31年5月1日から実施する。

2 この内規の実施後最初に委嘱する第3条第1項第2号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

附 則

この内規は、令和7年6月2日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和8年4月27日から実施し、令和8年4月1日から適用する。